

●香川県告示第143号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

香川県知事 真鍋武紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 略 (1)～(27) 略 (28) <u>障害者支援施設たまも園の使用料</u> (29)～(37) 略	(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。 (1)～(27) 略 (28) <u>身体障害者療護施設たまも園の使用料</u> (29)～(37) 略
(出納員等のつり銭及び両替金) 第9条 規則第40条第1項第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	(出納員等のつり銭及び両替金) 第9条 規則第40条第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。